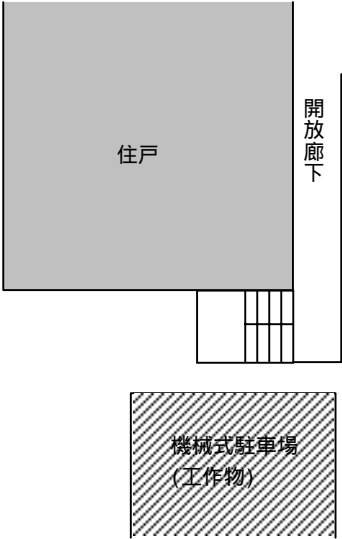


	質問項目	質問内容	回答
1	3-5)P10 耐火パネルを支持する下地の構造(外壁)	「平成 17 年度の質問と回答」P 10 の回答によると、耐火 ALC 板で考えたときに、間柱、胴縁等の下地材に要求される耐火性能は、耐火被覆まで必要ないということか。	繰り返しの回答になるが、このページは例示仕様の耐火 ALC 板について言及したものであり、 <u>認定耐火構造</u> についてはそれぞれの仕様による。
2	5-1)P20 屋内側防火被覆の取扱い	延焼のおそれのある軒裏部分に換気口を設ける場合、防火構造や準耐火構造としてどのような措置が必要か。 外壁同様、防火ダンパー付きの鉄板等の防火設備を設けてもよいか。 防火構造、準耐火構造として大臣認定を取った換気口が必要か。	防火設備は「 <u>外壁の開口部</u> で延焼のおそれのある部分・・・」に設けるものである。よって軒裏の場合は、ではなく の措置が必要である。
3	15-2)P47 避難上有効なバルコニー等の構造	望ましいという表現は判断が難しくなるため使用してほしくない。 明確なもののみ掲載すべきでは。	このページの内容は、解説に記載があるとおり、条文上「避難上有効な」の判断基準が明確でないため、 <u>あくまで判断の目安として構造を示したものである。</u>
4	32-1)P95 非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	代替進入口を設けた場合、「 」表示の貼付けは必ず必要か。	建築基準法では「非常用の進入口」の構造として「 」表示をすることとしているが、「代替進入口」ではその基準はない。ただし、所轄の消防機関と協議願いたい。
5	44-1)P135 防火上主要な間仕切壁	オープンスクールは、教室と廊下が家具等で区画されている場合が多いが、こういった区画間にも防火上主要な間仕切壁が必要となるのか。	「防火上主要な間仕切壁」として、教室と廊下を区画する壁が該当するのは、廊下を避難経路とする場合である。廊下を避難経路としない(別の避難計画が考慮された)オープンスクールにおいて、間仕切壁の設置を求めるものではない。
		防火上主要な間仕切壁については、壁の構造のみ規定されているが、その壁に電線等を貫通させる場合の施工基準がわからない。	令第 114 条第 5 項を参照のこと。

	質問項目	質問内容	回答
6	参 3.P141 屋上緑化	このページの図にある「屋上緑化の範囲」には、屋上緑化工事として用いる保護層(防水層保護層及び耐根層保護層)が含まれるとしてよいか。	貴見のとおりである。このページに図示されている防水層及び保護層は、あくまで屋上防水工事であるため「建築物として扱う範囲」としている。ご質問の防水層保護層(植栽時の施工中や施工後に屋根防水層を保護するもの)や、耐根層保護層(植栽時の施工中や施工後の耐根層を保護するもの)については屋上緑化工事であるため「屋上緑化の範囲」とし、建築物の部分としては扱わない。
7	その他	平成 20 年 5 月 9 日に国土交通省住宅局建築指導課長から関係部署に通知された「カーテンウォールの構造方法について(技術的助言)」(平成 20 年国住指第 619 号)について、なにか具体的な補足資料はないのか。	平成 20 年 7 月 22 日付けで、(社)カーテンウォール・防火開口部協会より技術的助言の補足資料として構造説明図等がまとめられている(http://www.cw-fw.or.jp/cfwa/hosoku.pdf)。ご活用いただきたい。
8	37-1)P115 屋外階段と 屋外避難階段の取扱い	 <p data-bbox="344 1241 1187 1390">当ページ下から 2 行目以下に「同一敷地内の他の建築物・・・から 1 m 以上の距離を確保する必要がある。」と記載があるので、図のように、建築物に該当しない機械式駐車場は、階段からの距離に関係なく設置が可能ということか。</p>	設置は可能である。